

愛知県私立幼稚園授業料等軽減補助金の概要について

1 補助金対象者について ※対象者の判定方法については、別紙 1 参照 満 3 歳第三子無料化

【対象者】

次の条件をすべて満たす園児

- ⇒
- ・保護者及び園児が愛知県内に居住
 - ・満 18 歳未満の子が 3 人以上いる世帯
 - ・今年度の満 3 歳入園児のうちの第 3 子以降児
 - ・世帯全員の市町村民税所得割額の合計が 211,200 円以下
(名古屋市の場合は 285,300 円以下)の世帯

※子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園（施設型給付）及び私立認定こども園（幼稚園型・幼保連携型）に在籍する園児については、1 号認定子どもに限る。

【申請方法】

2 月の交付申請時に対象園児を記載し、対象者としての要件を満たしていることを確認できる書類（住民票等）の写しを添付する。

⇒○ 申請書の記入方法等は、事業実施通知の際に連絡

○ 上記の「要件を満たしていることを確認できる書類」は、以下の書類を用意しておくこと。

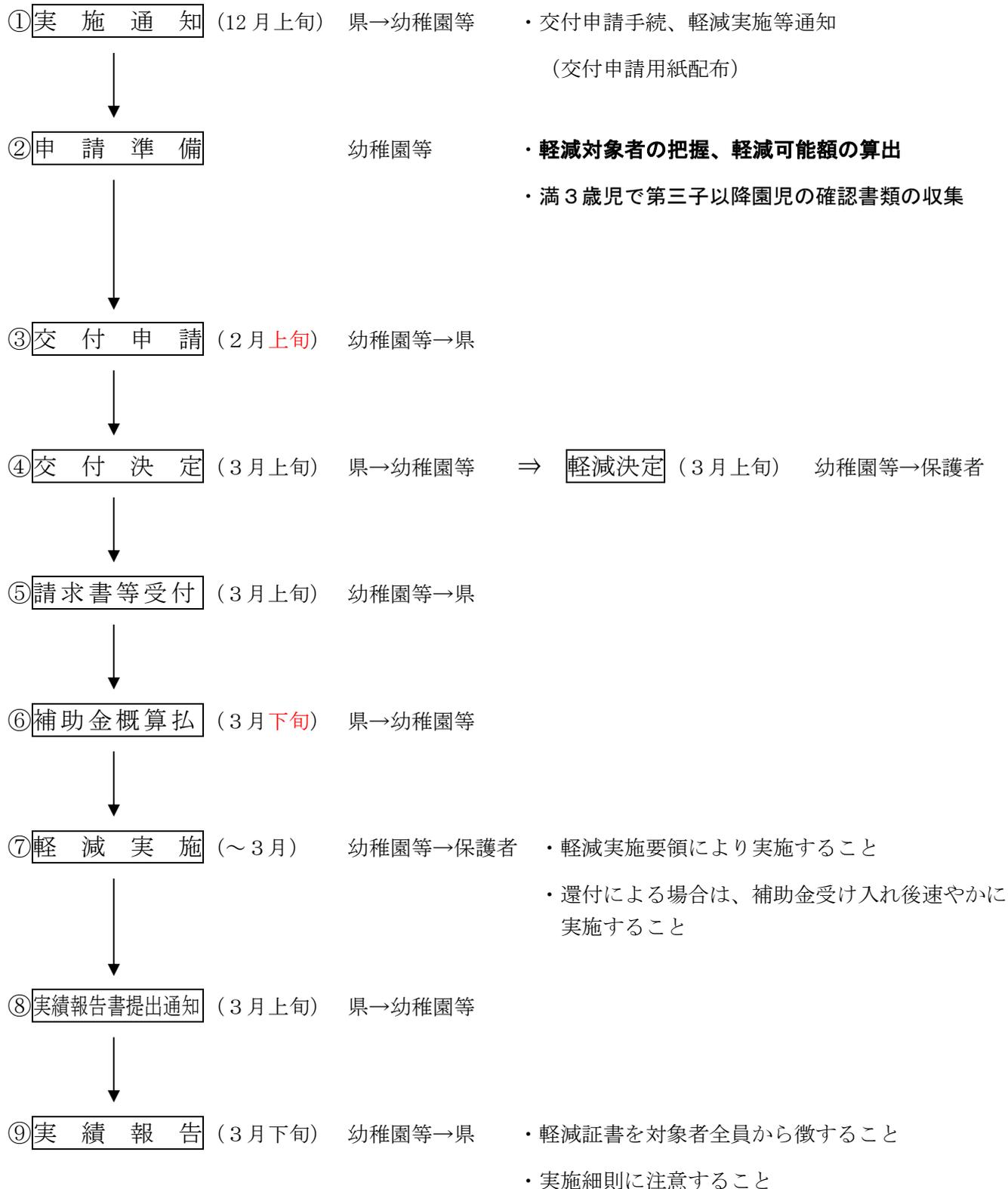
- ・世帯全体分の健康保険証又は住民票など
 - ・保護者の課税証明書または非課税証明書
- } 対象者の保護者から入手すること

※対象者が子育てのための施設等利用給付及び副食費の補足給付以外に市町村の授業料等補助金を受けている場合は、その補助額が確認できる書類を併せて提出

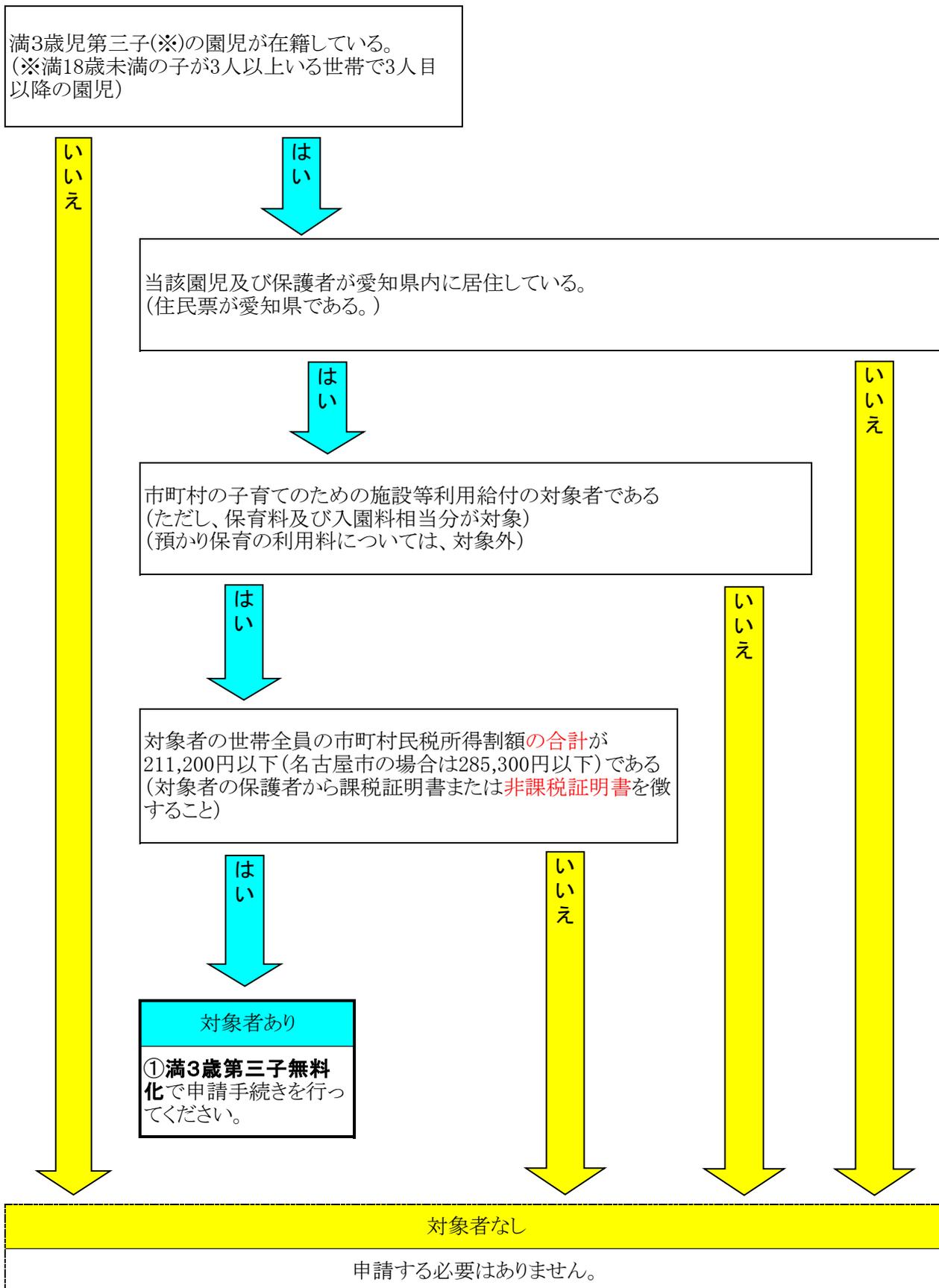
2 様式について

幼稚園授業料軽減等補助金の申請書の様式は、1 2 月上旬に郵送又はメール送付する予定

令和6年度 私立幼稚園授業料等軽減事業日程



幼稚園授業料等軽減補助金の対象幼児の判定方法について



(園)

- 1 趣 旨 本園においては、愛知県から授業料軽減の補助金を受け、この要領により授業料の一部を軽減します。
- 2 軽減該当者 軽減該当者は、幼児の授業料を負担された方（通常の場合は保護者）で次の各号のいずれにも該当する方です。
当該幼児及びその保護者が愛知県内に居住し、
 - ① 満18歳未満の子が3人以上いる世帯の3人目以降の幼児のうち、当年度中に満3歳となった幼児であること。
 - ② 子育てのための施設等利用給付（ただし、授業料及び入園料相当額のみ）の対象者で世帯全員の市町村民税所得割額の合計が211,200円以下（名古屋市の場合は285,300円以下）であること。
- 3 軽減する額と時期 本園では、原則として次のとおり授業料の軽減を実施します。

区 分	軽減する額	軽減の時期及び方法	備 考
満3歳 第三子 無料化	授業料等 相当額	月 日に、 直接、保護者の方に 現金を手渡しで還付 いたします。	
- 4 軽減の決定 軽減の可否を決定し、その結果をお知らせします。
- 5 軽減証書の提出義務 軽減を受け終わったときは、授業料負担者が軽減証書を 年 月 日までに直接持参してください（用紙は、本園からお渡します。）。
- 6 軽減の取消 軽減の決定を受けてから、軽減を受ける要件を欠く事情が生じたときは、軽減額の全部又は一部を取り消すことがあります。その場合、既に軽減した授業料は、本園へ納入していただきます。
- 7 秘密の保持 本園は、この事業に関して知り得た事実を他に漏らしたりするようなことはいたしません。
- 8 その他 詳細は、本園へお問い合わせください。

整理番号	
------	--

令和 年 月 日

授業料負担者
氏 名

設置者名

代表者職氏名

令和 6 年度愛知県私立幼稚園 授業料等軽減決定通知書

愛知県から授業料等軽減補助金を受け、下記のとおり、授業料等の一部を軽減します。

記

幼稚園等名・園児名	満 3 歳 組 氏名
授業料等軽減額	満 3 歳第三子 円
軽減の時期	令和 年 月に実施

整理番号	
------	--

令和 6 年度愛知県私立幼稚園
授 業 料 等 軽 減 証 書

幼稚園等名・園児名	満 3 歳 組 氏名 (生年月日 年 月 日生)
授業料等軽減額	満 3 歳第三子 円
<p>上記のとおり愛知県から授業料等軽減補助金による軽減を受けました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">授業料負担者 住 所 氏 名</p>	